

第5章 パートナースhipの事例

本章では、第4章でのパートナースhipの概念等を踏まえ、いくつかの事例を紹介する。

第1節 エイジコンサーン

1 高齢化社会の現状

政府は2000年6月に「高齢者のためのより良い行政」と呼ばれるプロジェクトを立ち上げ、各種の調査研究を行っている。これによると、英国における65歳以上の人口は、このままでいくと今後30年間に50%増加し、人口のほぼ半数が50歳以上になるものと予測されている。日本同様、英国でも人口の急速な高齢化は介護の問題等、解決すべき課題が山積する最も重要なテーマの1つとなっている。以下紹介するエイジコンサーンは特に高齢者介護に携わる組織としては英国最大のチャリティー団体である。

2 エイジコンサーン

エイジコンサーンは高齢者に直接サービスを提供する団体としては英国最大規模の団体で、各地域規模の組織であるエイジコンサーン・イングランド、エイジコンサーン・スコットランド、エイジコンサーン・ウェールズ、エイジコンサーン・北アイルランドとこれらの下で独立した活動を行っている各支部から構成される。エイジコンサーン・イングランドだけでも900の支部があり、英国全土でその数は1,400を超え、4,800人の職員と25万人のボランティアを抱える。なお、ボランティアの60%以上は60歳以上だと言われる。またエイジコンサーンの理事会は主に50歳以上の高齢者により構成され、半数は各支部から選出され、半数は年次総会で選出される。このように同団体は、高齢者がその運営の中心を担っている。

各支部は、エイジコンサーン議会で一同に会して各種規則等を定めるとともに、独立した組織としてエイジコンサーン連盟(The Age Concern Federation)に加盟している。また各支部は独立した組織であるため、各組織が独自の政策と戦略を立ててそれを実行に移している。これに対して本部と支部が指導関係にあるボランティア団体では、本部が政策に関する決定を下し、それらに従って支部が活動している。

エイジコンサーンの歴史は、1940年に設立された全国高齢者福祉委員会(National Old People's Welfare Committee)に遡る。同委員会が行った高齢者福祉についての調査や各種活動に基づく圧力団体としての働きかけは、政府の社

会福祉政策に影響を与え、1948 年の国民扶助法(The National Assistance Act)の制定や高齢者福祉に携わるボランティア団体への地方自治体による財政的支援を可能にした、1949 年の保健省通達の形となって現れた。その後 1971 年に同委員会はエイジコンサーンと名称を改め、現在の組織形態になった。エイジコンサーンが追求する目的とそのための活動は下記のとおりである。

(目的) ①高齢者問題についての啓蒙活動を通して高齢者の生活の質の向上を図る。

②高齢者及び介護者に情報や助言を提供する。

③高齢者の要望や効果的な介護のあり方等について調査をする。

④高齢者に関する政策を作成し、その実現のためのキャンペーンや政府への働きかけを行う。

(活動) エイジコンサーン本部は調整組織として以下のような活動をする。

① 高齢者、介護者等への助言及び情報提供

② 高齢者問題に係る啓発キャンペーンの実施

③ 高齢者問題に係る専門家会議の開催

④ 各種研修の実施

⑤ 各支部への助言、指導、調整

⑥ 高齢者への特定保険、葬式プラン、家庭供給用暖房の販売等の商業活動

特に特徴的なのが⑥の商業活動である。一般的にチャリティー団体が運営する商業活動の売上の 80%は税制上の優遇を受けており、商業活動はチャリティー団体の収入の大きな部分を占めている。エイジコンサーンも例外でなく、高齢者への特定保険会社としては最大規模の組織である。

エイジコンサーンの各支部はパートナーシップ関係にある地方自治体と協働しており、各支部の収入の約 50%はサービス提供契約等を通じて地方自治体から支払われている。支部は各々独立して地域社会のニーズに応じて、高齢者に福祉サービスを提供している。その主な活動は以下のとおりである。

① 高齢者への一般的助言、情報の提供

② 高齢者問題に係る調査

③ 高齢者の健康維持に係る啓蒙活動

④ ボランティア及び介護者のためのネットワーク作り

⑤ 犯罪防止活動（ドアへのチェーンロック、のぞき穴の設置等。）

⑥ 緊急時の介護

⑦ 高齢者学級等の開催

⑧ ロゴ入り商品や古着等中古品の販売

3 政府への働きかけ

1997年の労働党政権誕生後、エイジコンサーンは以前にも増して政府の政策形成に関与するよう求められているといわれる。政府への働きかけにはいろいろな方法があり、政府幹部や官僚との直接交渉によるもの、各政党と共同で実施するNHS（国民医療保険）の運営検討会等がある。また政府に対しては大学教授や族議員を通じた特別なコネクションを持っている。

この他、全国規模の団体にとって、ナショナルキャンペーンは非常に重要であり、政府もこれを認識している。特に近年、メディアを効果的に利用したキャンペーンで成功しており、その例として、2000年に実施された未亡人への年金給付額の減額への反対キャンペーンが挙げられる。これは1986年の保守党政権時代に導入された政策に対して、エイジコンサーンが同政策を女性差別にあたると主張し、メディアの後押しを得て関係大臣と面会するとともに、人権に関するEU裁判所を通して政府に圧力をかけた。その結果、政府は125億ポンドを拠出する新政策を発表した。

第2節 エイジコンサーン・レスター

ボランティア団体の実際の現場での活動を理解するため、エイジコンサーン・イングランドに紹介されたエイジコンサーン・レスターを訪ねた。エイジコンサーン・レスターは、パートナーシップに基づき、幅広く活動を展開している。今回は同支部のパット・クザック総括部長とボランティアコーディネーターのパット氏から、チャリティー団体の運営にかかる制度上の問題やボランティアという活動の特性を踏まえた上で、ボランティアをする人の意思をどう生かしていくか等について具体例を交えてお話を伺った。

1 エイジコンサーン・レスターの概略

エイジコンサーン・レスターは1947年に設立され、エイジコンサーンの間でも早期に設立された組織の1つである。本部ビルは市の中心のショッピング街に位置し、その大半が高齢者である利用者にとって非常に利便性の良い立地環境にある。当初は小さなグループとしてその活動を開始したが、1982年にレスターシャー・カウンティ・カウンシル¹⁶の学校に使用されていた現在の本部ビルを借りて独自に使用できる施設を得てからは、規模を拡大し、幅広い活動を行っている。本部ビルについては高齢者への配慮からエレベーターをつける等、改装を重ねており、20年間で100万ポンドを費やした。ビル内にはダンスホール、集会所、床屋、日所品を置く売店等、高齢者がここ1カ所で日常の用事を済ませられるようになっており、地域の高齢者の社交場として遍く人々に認知されている。また本部ビル内にはレスター・シティ・カウンシル（以後、レスター市と記載）が運営する図書館も設置されている等、同市との連携が図られている。なお現在、同ビルを保有するレスター市と同ビルの購入について交渉を重ねている。

¹⁶ 1997年4月に、レスターシャー・カウンティ・カウンシルからレスター・シティ・カウンシルという一層制の地方自治体が分離したのに合わせ、当該ビルなども後者にその権利が移転することとなった。



写真1 ダンスホールでのダンス教室



写真2 本部ビル内に設置されているレスター市図書館

2 エイジコンサーン・レスターの組織と財源について

エイジコンサーン・レスターには 150 人の職員がおり、500 人以上のボランティアがいる。年間予算は約 160 万ポンドで、そのうち 67%がサービス契約等を通じたレスター市からの支払いであり、残りの大部分もサービス供給等を通じた自団体の収入等である。(下図参照)

エイジコンサーン・レスターの収入 (2000 年度)

財 源	収入に占める割合
レスター市からの補助金及びサービス契約による収入	67%
関連ショップの売り上げ	20%
献金等による収入	4%
投資	2%
関連会社による収益	3%
その他	4%
合計	100%

上記の収入の内訳を更に詳細に紹介すると、以下のものが挙げられる。

- ① 本部ビルで提供する昼食や各種教室等の料金及び授業料
- ② 別会社による商業活動 (ルートランド・エイジコンサーンと共同で設立した高齢者向けの保険会社 (Leicestershire and Rutland Age Concern) は年間で 150 万ポンドの売り上げがある。同売り上げは両チャリティー団体の間で折半されている。)
- ③ 本部ビル内にある 2 つを含め、同市内に 7 カ所あるチャリティーショップの売り上げ
- ④ キャンペーンを通じた献金
- ⑤ 定期市、富くじ販売、協賛イベント等による収入
- ⑥ 主要事業への支持者からの献金

次に同団体の運営についてであるが、エイジコンサーン・レスターはチャリティー団体で、かつ有限会社でもある。通常、チャリティー団体が有限会社でもある場合、団体として法律上資産を保有する等の権能が生じる。更に会社法には特別な規定があり、チャリティー団体の役員会のメンバーである受託者 (trustees) 兼管理者 (directors) (同一人物であるが、チャリティー団体としての側面からは信託者であり、有限会社の側面からは管理者である。) は、資産管理、破産等の財政的責任に関して最大でも 1 ポンド以上の負担責任を負わないとされている。これは受託者が無償でチャリティー団体に貢献できるように意図さ

れた制度であり、受託者の無償奉仕がチャリティー法で定められているのに対応して、その地位を保証する機能を果たしている。

エイジコンサーン・レスターの受託者委員会は現在 30 人で構成され、エイジコンサーン・レスターの会員となっている他のボランティア団体、レスター市や保険局等の行政機関、個人会員のおよそ 3 種類のグループに分けられる。受託者委員会は年次総会で選出され、4 半期ごとに会議を開く。また受託者委員会は運営委員会を選出するが、運営委員会は受託者委員会の会議が開催されない月に招集される。その他、人事、財政、高齢者介護等のサービスを担当する 3 つの下部委員会が毎月開かれ、受託者委員会に各業務の報告を行う。受託者委員会と有給職員から構成される事務局の関係は、受託者委員会がエイジコンサーン・レスターの政策に責任を持つのにに対し、事務局は組織運営に責任を持つ。事務局はクザック総括部長の下に 3 人の副部長、その下にマネージャーから構成され、各マネージャーが活動ごとにボランティアチームを監督している。なお現在、受託者委員会をより効率的にするために定員を減らすよう、憲章の改訂を検討している。

3 ボランティアコーディネーターの役割

今回の調査ではボランティアコーディネーターであるパム・タイラーさんにもお話を伺った。必ずしも全ての団体がボランティアコーディネーターを有している訳ではないが、英国のボランティア団体の活動と運営の実際を知るのに有益であると思われるので、ここでエイジコンサーン・レスターのケースについて紹介する。タイラー氏の職務はボランティアの募集とその活動の支援及び記録の作成である。具体的には、現在エイジコンサーン・レスターに登録している約 500 人のボランティアの人事管理を担当しており、実際のボランティアプログラムを指揮することはない。なお各プログラムについては、プロジェクトを担当するマネージャーがボランティアを指導する。

(募集)

エイジコンサーン・レスターでは次の 2 つの分野でボランティアを募集している。

① 介護サービス

訪問介護、精神障害のある高齢者のデイケアセンターでの介護

② サービスの供給

関連店舗での接客業務、エイジコンサーン・レスターの経営するカフェ及び食堂での調理及び接客業務、図書館業務、受付業務、事務等の運営業務

介護ボランティアを含めてボランティアには特別な資格要件はなく、自己申告制で自分の技能を申告する。また身元照会人2人の連絡先の提出を求められるとともに、2001年9月11日のアメリカ合衆国でのテロ事件以降は警察による身元照会も行っている。身元照会については安全面の問題からでなく、ボランティアの3分の2以上を占める高齢者への配慮から、非常時の連絡先を必ず提示してもらっているとのことである。

なお採用にあたっては、自分のためではなく、人の役に立つために活動に参加し、その活動に誇りを持つことが応募者に望まれる。よって、タイラー氏が応募者全員をインタビューし、エイジコンサーン・レスターにどのように貢献できるかを判断するのだが、最近は人のために何ができるかというよりは自分のためにボランティアに応募する人が増えてきているということである。

また同団体では上述したように高齢者ボランティアの数が多いが、年齢の考え方は人によるので、ボランティアの活用において高齢かどうかは通常考慮せず、基本的に各人の意欲と能力により仕事を割り当てるとのことである。また、ボランティアの大半が女性であるのも特徴的である。

採用者に対してエイジコンサーン・レスターではマニュアル操作や応急手当でのコース等の独自のボランティア訓練プログラムを持っている。いったんボランティアに選ばれると、プロジェクトごとに配置され、エイジコンサーンの職員の助言や指導の下、各チームの中で働くことになる。同氏によると「各チームでの作業にはチームワークが必要不可欠であり、これはエイジコンサーンの活動全般についても言うことができる。特に、ボランティアが互いの経験を尊重し、学びあう姿勢が大事である」ということである。上述したように、ボランティアコーディネーターが活動そのものには直接関与することはなく、チーム内に問題が生じ、ボランティアから呼ばれたときにだけ関わる。

タイラー氏の話ではボランティアをする動機としては、社会に自分ができる範囲で何かを還元しようという意志があることが最も重要だとのことである。他人の世話をするのが元来好きな人々は、特にボランティアをすることで社会と接点を持ち、生き生きとした生活を送ることができる。また退職後や伴侶を失った際などにボランティアに参加する人々は、その活動を通して他の人々と交流を保つことができる。つまり、エイジコンサーンのようなボランティア団体は高齢者にとって一つの出会いの場なのである。例えば、ある高齢者がビル内のお店に買い物に来たついでに講座に参加し、次の日にはお店でボランティアとして働いているというような場合もある。



写真3 本部ビル内の売店でボランティアをする会員

(報奨)

ボランティアコーディネーターのもう一つの重要な役割として、ボランティアへの報奨等その活動を支援するシステムの構築がある。タイラー氏によれば、ボランティアの人事管理として3R=採用(Recruit)、活動の継続(Retain)、報奨(Reward)が重要であり、特に活動が金銭的動機によらず、人々の善意を頼りに行われているだけに報奨制度の充実に同団体では力を入れている。

エイジコンサーン・レスターでは、ボランティアを報奨し、日ごろの活動に謝意を表すイベントがいくつも催される。例えば、過去6カ月以内に入ったボランティアが全て招かれる管理者主催の昼食会やティーパーティー、日帰り旅行、クリスマスパーティー等、ボランティアが組織で活動することを楽しめる企画が数々ある。また、5年、10年と貢献年数に従っての表彰も行われる。

最後に、ボランティアコーディネーターが抱える2つの問題について紹介する。

1つは若年ボランティアの勧誘である。これについては、地元の大学と連携して行う、大学の新卒者を対象にした夏期のインターンシッププログラムやラジオ局など良好な関係にある地域のメディアを通した宣伝活動、地域の医院の

待合室等の人の集まる場所への広告の掲示依頼等、各種の方策を展開している。

もう1つは手当に関わる制度上の問題である。ボランティア活動にかかる手当としては主に交通費と食事代があるが、たいていの活動では出費が補填されることはない。また現在の法制度では、手当についての所得控除がなく、手当を受け取った場合には所得として申告しなければいけない。通常、エイジコンサーンが手当を支給する場合は各人に実費を支払うが、一律に一定の金額を支給する場合に比べ事務上の手間がかかり、500人のボランティアを抱える大組織には大きな負担となっている。所得控除制度が適用される「手当」が導入されれば大幅に状況が改善されと考えられるが、政府は現在のところ新手当の導入についての積極的姿勢は見せていない。

第3節 パートナーシップの事例分析

エイジコンサーン・レスターは、現在レスター市との間で下記の5つのサービス協定を結ぶ等、同市との強力なパートナーシップに基づき活動を展開している。

1 一般住民への情報と助言

レスター市の住民はエイジコンサーン・レスターの作成する、介護等のサービスに関するパンフレットを入手するとともに、エイジコンサーン・レスターに対して助言を求めることができる。この助言は社会福祉アドバイザーや弁護士等の訓練を受けた専門家により行われる。

2 デイケアサービス¹⁷

エイジコンサーン・レスターは1週間に延べ 520 カ所でデイケアサービスを提供している。同団体では、これらのサービスに、料金を払って受諾契約を結んでいる高齢者の 85%以上が参加することを目指している。また、質の高いケアを提供すべく各種プログラムを運営している。なお同市の社会サービス部(Social services department)は、デイケアセンターを通じて登録者にこれらのサービスについての意見を照会することができる。

3 ホームサポート

一人暮らしの老人を訪ね、配食サービス(meals on wheels)等を行う。また、デイケアサービス(day services)等のサービスが必要な時には、エイジコンサーン・レスターから派遣されるボランティアが、レスター市の社会サービス部と協力して、老人の送迎を行う。

4 近隣ケア

アルツハイマーや鬱病等の精神障害のある高齢者を対象にしたサービスとして、介護人を老人介護から解放するための訪問サービスやデイケアサービス等が行われている。

5 ナビジャン・プロジェクト

ナビジャンとはインドのグジャラティ語で新しい世界を意味する。同プロ

¹⁷ 1990 年国民健康及びコミュニティケア法で規定されるケアは施設ケアと在宅ケアとに分けられる。在宅ケアのうち、デイサービスや配食サービスがデイケアサービスに含まれる。

ジェクトでは他の契約と同様、ホームサポート、デイケア等のサービスを提供するが、特にレスター市に住むインド系を含むアジア系住民の要求を踏まえて運営されている。

これらの契約について、エイジコンサーン・レスターでは利用者の要望を調査した上でサービスを実施しており、例えば昼食時に温かい食事を配達する等している。その他、プログラムの参加者数や事故の有無等の詳細についてレスター市に報告するとともに、同市との連携の下、サービスの質の改善に努めている。

第6章 パートナリーシップの利点と今後の課題

英国では従来から地方自治体が各種のサービスを提供してきたが、1980年頃から需要が特に拡大した介護分野を中心に、ボランティアセクターが活用されてきた。更に、1990年にはコミュニティケア法 (NHS and Community Care Act)が制定され、地方自治体の社会サービス部(Social Services Department)の機能を活性化しつつ、可能な範囲で民間セクターの提供するサービスを利用することが提案された。なお同法の主な内容は以下のとおりである。①地方自治体の社会サービス部がサービスの利用者及びその介護者のニーズに基づいてケア計画とケアパッケージを作成し、関係機関が連携してサービスの提供を行う、②同部がサービスの購入者として、民間セクター及びボランティアセクターの提供するサービスを購入する責任を負う、③同部が国の国民健康サービス(National Health Service)と共同してコミュニティケア計画を策定し、地域社会での保健医療及び福祉サービスの連携についての具体的なあり方を定める。¹⁸

同法により、ケアサービスの分野において地方自治体が自らサービスを提供するだけでなく、サービスの購入者となることとなり、市場原理による競争が導入されることとなった。このため、社会サービス部内にはサービス利用者の要求を把握し、サービス購入の実際を担当するケアマネージャーが配置されている。また、民間施設入所に要する費用はそれまで日本の生活保護に相当する所得扶助で支給されていたが、同法により地方自治体の社会サービス部から直接支払われるようになった。なおこれらの改革の根底には、NHS 病院との連携を図りつつも、高齢者が地域の中で暮らしてゆける在宅ケア優先の基本理念を見てとることができる。

1 パートナリーシップの利点

地方自治体にとって、ボランティア団体とサービス契約を結ぶことについての利点は第一に、より良いサービスをより安い価格で提供できることが期待できる点である。まずコストの面から見た場合、エイジコンサーン・レスターの場合にも見られるようにボランティア団体が所有する既存の施設を使用することで、地方自治体が新規に調達するよりも安価なサービスを提供することができる。また、地方自治体が唯一のサービス供給者である場合には競争相手がいない独占市場となるが、ボランティア団体がサービスを提供する場合には地方自治体とボランティア団体の間で、またボランティア団体間での競争による価格抑制力が働くことが期待される。次に、サービスの質から見た場合、地方自

¹⁸国際化フォーラム 81 号「海外だより」、フォーラム別冊「英国の地方自治」2000

治体がサービスの供給者からサービスの監視者にその役割を変えることにより、監視者の地位に専念することでサービス供給水準を厳しくすることが期待できる。今回の地方協定でも、「地方行政における行政文化の本当の変化は、一般に地方自治体がボランティアセクターの役割を理解し、受け入れることだと考えられる。特にボランティアセクターは政策協力者と資金受領者という全く異なる役割を演じることになるので、これらの役割の違いをボランティアセクター自体も使い分けることが重要である」と、セクター間の役割を踏まえた上でのパートナーシップが重要視されている。

2つ目の利点は、専門性を生かしたボランティアセクターには、地方自治体が汲み上げきれない地域社会の要望をとりあげ、革新的な新しい施策を実施することが期待できることである。上述したエイジコンサーン・レスターのナビジャン・プロジェクトもこの一例と言えるかもしれない。同団体では、アジア系高齢者の市内の高齢者人口に占める割合の増加を受けて、人種平等委員会¹⁹から交付される補助金を利用して、同市内のアジア系高齢者の要求についての調査を行った。その結果、介護サービスの際に朝一番にコーヒーを給仕する等のきめ細かいサービスが実施されている。

3つ目の利点としては、1つのパートナーシップが別のパートナーシップの構築を促す点である。特にボランティア活動は専門分野が分かれているので、地域社会全体の生活の質向上のためには他の分野の団体との間でのボランティア団体間のパートナーシップの進展は不可欠である。エイジコンサーン・レスターの場合も、レスター市とのパートナーシップの他、市民相談局(The Citizens Advice Bureau)、赤十字社(Red Cross)、アルツハイマー病会(Alzheimer's Disease Society)等、他の団体とも密接に連携している。

2 パートナーシップの今後の課題

しかしながら、安定したサービス供給という観点から言えば、質の高いサービスを提供できるのは依然として大規模団体に限られているのが地域社会における現状である。²⁰これは、自発的に応募し、自分の技能を申請することによりボランティアが組織されており、場合によっては調整が必要となるというボランティアセクターの本質から生じていると考えられる。この点を踏まえて地域社会がバランスよく形成されることが望まれる。

¹⁹ 1976年の人種関係法に基づき設立され非政府機関。内務省からの補助金で運営されているが、政府からは独立している。

²⁰ 2002年2月現在で英国のチャリティーセクター全体の収入の90%は1割に満たない大規模チャリティー団体が産み出している現状もこれを示唆していよう。(本レポート2頁参照)

またもう1つの課題として、地方協定を契機に各地域で具体的なパートナーシップの枠組みを築いていく必要性を挙げることができる。地方協定が発表されたものの、各地域の関係者の話では既存の枠組がある所を別にして、地方協定に定められているようなパートナーシップを新しく構築することは実際に難しいということである。しかしながら、地域社会の生活の質の向上のためには、この新規施策を定着させ、より結びつきの強いパートナーシップを構築するが不可欠であり、地方自治体とボランティアセクターの双方の更なる努力が求められる。

おわりに

英国ではボランティアセクターのうち、チャリティー団体が税制上の優遇措置を受けられるよう、チャリティー法で保証されている。このように英国のチャリティー団体はその 400 年の歴史を通じて、幾多の変遷を経ながらも政治経済を含む社会システムの中に、しっかりと組み込まれている点がその特徴である。

以上の歴史を背景に英国のチャリティー団体は自立した団体として自らの財政的基盤を有している。具体的には、政府及び地方自治体からの補助金の他に、独自の事業収入や公共部門へのサービス提供による対価でその運営を賄っている。この意味でボランティアセクターは公共セクターとほぼ対等なパートナーシップを結ぶことができる。また、エイジコンサーンの例のように、扱う分野によってチャリティー団体の影響力は大きく、圧力団体としての役割も果たしている。

地方自治体側から見ると、こうしたチャリティー団体を含むボランティア団体とサービス契約を結ぶことによってより良いサービスをより安く地域社会に提供できる利点があり、1980 年ごろから特に需要が拡大した介護分野を中心に、ボランティアセクターが活用されてきた。更に、専門性を生かしたボランティアセクターには、地方自治体が汲み上げきれない要望をとりあげ、革新的な新しい施策を展開することも期待されている。

日本でも NPO 法の制定の際に NGO 団体がその動きを主導したように、ボランティアセクターの役割が注目されてきている。近い将来、ボランティア団体が社会システムの中に根付き、公共部門と対等なパートナーシップを構築することが期待される。そのためには、常日頃から各部門の役割とその相互作用について柔軟に考えることが一層重要である。

参考文献

- 1 Charities The new law, Fiona Middleton and Stephen Lloyd, Jordans 2000
- 2 British Politics, Philip Gabriel and Andrew Maslen, Longman House, 1986
- 3 The UK Voluntary Sector Almanac, Andrew Passey, Les Hems and Pauline Jas, NCVO publications, 2000
- 4 The best of both worlds – The voluntary sector and local government, Marilyn Taylor, 1997
- 5 Partnership for best value, Improvement and Development Agency, 2001
- 6 Partnership Working, Susan Balloch and Marilyn Taylor eds., The Policy Press 2001
- 7 Corporation, Participation and Complexity : Local Partner ships and Public Policy, National Council for Voluntary Organisation
- 8 Funding for voluntary and community organisations 2001/2002, Strategic Policy Unit, 2000
- 9 Volunteering and community activity today: material assembled for the Active community cross-cutting review 1999-2000, Active Community Unit, 2000
- 10 Building better partnerships, The institute of Public Policy Research
- 11 The Guardian
- 12 NCVO News, National Council for Voluntary Organisations
- 13 <http://www.charity-comission.gov.uk>
- 14 <http://www.ncvo-vol.org.uk/main/gateway/compact.html>
- 15 LGA and NCVO joint report – Compact with the Community, <http://www.lga.gov.uk/lga/blg/compact.pdf>
- 16 Next Steps 市民フォーラム 21 1997 年
- 17 日本のNPO法 特定非営利活動推進法の意義と解説 熊代昭彦編 ぎょうせい 2000 年
- 18 NPO法研究 2001 日本NPO学会編集委員会 日本評論社 2001 年
- 19 地域づくりトラストのすすめ 山下茂 良書普及会 1993 年
- 20 英国の地方自治 (財)自治体国際化協会 2000 年

なお、このレポートはロンドン事務所所長補佐 斉藤 満智子が調査、執筆したものである。